

平成 30 年度 志摩市建設工事発注標準

平成 30 年 6 月 1 日適用

この発注標準は、工事規模・内容に応じた適切且つ円滑な建設工事の発注を行うため、別表に掲げる工事種別について格付基準等を定めたものである。

1. 格付基準

(1) 業者格付は次の基準を用い行うものとし、工事種別ごとに別表で定めるものとする。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条で規定する建設業の許可
地域要件

ア 市内業者 市内に本店を有する業者

イ 準市内業者 市内に支店又は営業所等を有する業者で、その支店又は営業所等に契約締結権
限が委任されている業者

法第 27 条の 27 で規定する経営規模等評価における『経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書』に記載された建設工事の種類別の総合評定値に対し、次により加減算を行った総合点

総合点 = 総合評定値(P) + 工事成績による点数 - 指名停止期間による点数

・ 総合評定値(P)

平成 30 年度の格付基準となる総合評定値については、平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの審査基準日のものとする。ただし、この期間に受審していない場合は直近のものでも可とする。

・ 工事成績による点数

市が発注標準に基づき発注した建設工事のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、水道工事、下水道工事を対象とし、対象期間(格付年度の前年度一年間)に完成認定を受けた工事種別ごとの評定点の平均点(小数点以下切り捨て)に応じた【別表 1】の加減点数の欄に掲げる点数。

【別表 1】

項 目	平均点の区分	加減点数
工事検査評定点の平均点 (格付年度の前年度一年間に 受けた工事検査評定点の建 設工事種別ごとの平均点)	50 点未満	- 40
	50 点以上 ~ 55 点未満	- 30
	55 点以上 ~ 60 点未満	- 20
	60 点以上 ~ 65 点未満	- 10
	65 点以上 ~ 70 点未満	0
	70 点以上 ~ 75 点未満	10
	75 点以上 ~ 80 点未満	20
	80 点以上 ~ 85 点未満	30
	85 点以上 ~ 90 点未満	40
	90 点以上	50

対象期間内に受注した工事が無い場合は、工事成績による点数の加減は無いものとする。

発注標準(別表)における工事種別以外の工事及び下水道宅内配管工事は対象外とする。

建設工事共同企業体により施工された工事の評定点については、構成員それぞれに同得点の評定点があるものとする。

・ 指名停止期間による点数

対象期間(格付年度の前年度一年間)に指名停止を受けた月数(1 か月未満の期間は 1 か月とする)の累計を 5 倍した点数を減算する。ただし、減算は 120 点を上限とする。

三重県又は志摩市からの指名停止が対象となる。

1 級技術者、2 級技術者、その他技術者の数

技術者区分表の各工種において、(1 級技術者) (2 級技術者) (その他技術者)を付された資格を有する者。

ただし、1 人の技術者が 2 以上の資格を有する場合は上位の資格のみをもって格付けする。

〔例〕 a 技術者が【一級建設機械施工技士】【二級土木施工管理技士(土木)】を有している場合、

土木一式工事においては、「1級技術者1名」として取扱い、「1級技術者1名・2級技術者1名」としては取扱わない。

技術者数については、平成30年5月1日現在の志摩市に登録している人数とする。ただし新規に競争入札資格者名簿に登録された者については、受付・審査完了の翌月1日現在の登録者数とする。

その他別表において工事種別ごとに定めた事項

(2) 新規に競争入札資格者名簿に登録された者（志摩市へ本店を変更した場合を含む。希望業種の追加も含む。）については、登録日の翌月1日以降の発注分から入札に参加できるものとする。

〔例〕6/1～6/30 受付・審査完了 7/1 名簿登録（毎月1日に実施） 8/1～入札参加

また、格付基準に該当するものについては、登録後速やかに格付基準に基づき格付けする。ただし、新規に競争入札資格者名簿に登録された者（希望業種の追加は含まない。）については、登録後2か年は最下段に格付け（以下「2か年制限」という。）し、経過後は年度の途中であっても格付基準に基づき格付けする。

〔例〕H30/6/1 名簿登録 H30/7/1 最下段に格付け H32/7/1 格付基準に基づき格付け

平成29年度以前に志摩市競争入札資格者名簿に登録されていた者が、平成30年度競争入札資格者名簿に再度登録をした場合は、2か年制限は適用しない。ただし、平成30年度以前の新規登録者で、登録後2か年間の最下段への格付けが行われている者については、期間満了まで最下段へ格付けする。

(3) 会社更生法又は民事再生法に基づく更生等手続開始の決定を受けた者については一般（指名）競争入札参加資格再審査結果通知書の通知日から1か年は最下段に格付けし、経過後は年度の途中であっても格付基準に基づき格付けする。

(4) 格付けにおいて、B・C・Dランクに格付けされる者は上位ランクの基準を満たさない者とする。

(5) 系列会社と判断された複数の者が同一ランクに格付けされた場合、原則として総合評定値の最も高い者をそのままのランクに格付けし、他の者は1ランク下位に格付けることができる。

2. その他

(1) 国庫補助およびこれに準ずる事業、その他特別な事業等、発注標準により難しい場合については、その都度入札審査会（志摩市入札審査会規程（平成16年訓令第30号）で規定する入札審査会。以下同じ。）にて入札方法、発注基準等を検討することができる。

(2) 次に該当する場合にあっては、当該発注標準によらず発注することができる。

発注済みの建設工事との関連がある場合

災害復旧工事を施工する場合

特許等これに類する特別の権利を要する場合

許認可事項等の条件として指示がある場合

小規模修繕工事等や緊急を要するなど特別な理由がある場合

事業内容および工事の特殊性等により必要と認めた場合

(3) 別表で規定する工事種別における格付どおりに発注する場合は、入札審査会の審査を要しない。

別 表

【土木一式工事】

競争入札資格者名簿【土木一式】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	特定建設業の許可を有する者 市内業者 1級技術者 2名以上 総合点 800点以上	2,500万円以上	条件付一般競争 入札(事前審査) (1億5,000万円以上)
B	市内業者 1級技術者 1名以上 その他技術者 1名以上 総合点 650点以上	500万円以上 3,000万円未満	
C	市内業者 2級技術者 1名以上 総合点 500点以上	200万円以上 1,500万円未満	
D	市内業者で上記以外の者	300万円未満	随意契約 (50万円未満)

予定価格1億5,000万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【建築一式工事】

競争入札資格者名簿【建築一式】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	特定建設業の許可を有する者 市内業者 1級技術者 2名以上 総合点 750点以上	2,500万円以上	条件付一般競争 入札(事前審査) (1億5,000万円以上)
B	市内業者 2級技術者 1名以上 総合点 600点以上	500万円以上 3,000万円未満	
C	市内業者 2級技術者 1名以上 総合点 500点以上	200万円以上 1,500万円未満	
D	市内業者で上記以外の者	300万円未満	随意契約 (50万円未満)

予定価格1億5,000万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【電気工事】

競争入札資格者名簿【電気】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 総合点 600 点以上	2,500 万円未満	条件付一般競争入札(事後審査) (50 万円以上 2,500 万円未満)
B	市内業者で上記以外の者	500 万円未満	随意契約 (50 万未満)

予定価格 2,500 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【管工事】

競争入札資格者名簿【管】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 総合点 600 点以上	300 万円以上	条件付一般競争入札(事前審査) (5,000 万円以上)
			条件付一般競争入札(事後審査) (50 万円以上 5,000 万円未満)
B	市内業者で上記以外の者	500 万円未満	随意契約 (50 万未満)

予定価格 2,500 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【下水道宅内配管工事】

下水道宅内配管工事(官庁工事)の発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 競争入札資格者名簿【管】に登録する者 下水道排水設備指定工事店に登録する者	500 万円未満	条件付一般競争入札(事前審査) (1 億 5,000 万円以上)
			条件付一般競争入札(事後審査) (50 万円以上 1 億 5,000 万円未満)
			随意契約 (50 万未満)

予定価格 500 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【舗装工事】

競争入札資格者名簿【舗装】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者又は準市内業者 総合点 600 点以上	300 万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1億5,000万円以上)
			条件付一般競争入札 (事後審査) (50万円以上 1億5,000万円未満)
B	市内業者又は準市内業者で上記以外の者	500 万円未満	随意契約 (50万未満)

予定価格 3,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【水道工事】

競争入札資格者名簿に登録された者のうち、水道工事に参加希望をした者の格付け基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 総合点(土木一式) 800 点以上 1 級土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 市指定給水装置工事業者 市内の修理工事当番制に加入している者	2,000 万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1億5,000万円以上)
			条件付一般競争入札 (事後審査) (50万円以上 1億5,000万円未満)
B	市内業者 総合点(土木一式) 600 点以上 土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 市指定給水装置工事業者 市内の修理工事当番制に加入している者	500 万円以上 3,000 万円未満	随意契約 (50万未満)
C	市内業者 土木施工管理技士 1 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 市指定給水装置工事業者 市内の修理工事当番制に加入している者	1,500 万円未満	

予定価格 1 億 5,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【下水道工事】

競争入札資格者名簿に登録された者のうち、下水道工事に参加希望した者の格付け基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 総合点(土木一式) 800点以上 1級土木施工管理技士 2名以上 管工事施工管理技士 1名以上 下水道法施行令第15条第1項に 規定する資格者 1名以上 下水道管路工事实績 3年以上	2,000万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1億5,000万円以上)
B	市内業者 総合点(土木一式) 600点以上 土木施工管理技士 2名以上 管工事施工管理技士 1名以上 下水道法施行令第15条第1項に 規定する資格者 1名以上 下水道管路工事实績 1年以上	500万円以上 3,000万円未満	条件付一般競争入札 (事後審査) (50万円以上 1億5,000万円未満)
C	市内業者で上記以外の者 土木施工管理技士 1名以上 管工事施工管理技士 1名以上 下水道法施行令第15条第1項に 規定する資格者 1名以上 下水道管路工事实績 1年以上	1,500万円未満	随意契約 (50万未満)

予定価格1億5,000万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

